

説 明 資 料

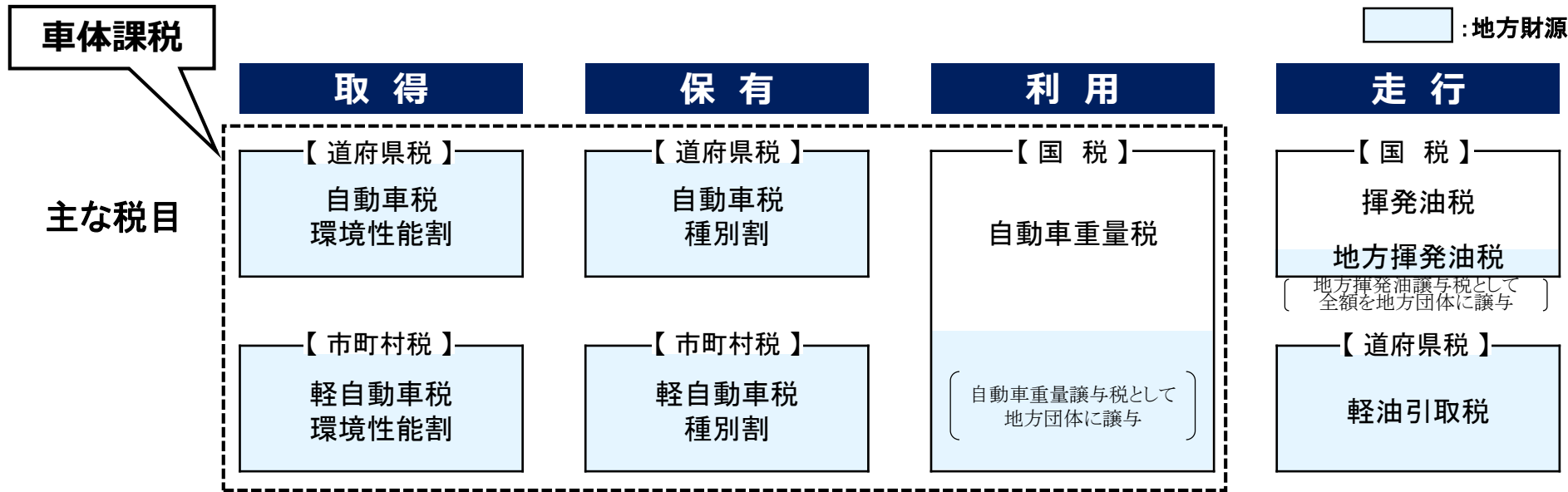
〔消費課税（地方税・車体課税）〕

令和 4 年 10 月 26 日（水）

総 務 省

自動車に対する課税関係

○ 自動車に関しては、取得、保有、走行、各段階において総合的な課税を行うことにより、全体として適切な税負担が実現されている。



車体課税はその多くが地方財源(車体課税2.7兆円のうち2.3兆円)となっている。

今後の税制のあり方についての答申 (H5.11、税制調査会) (抄)

(前略) 現行の自動車関係諸税は、税目が多くかつ複雑であることから、これを簡素化すべきであるという指摘がある。この問題は、納税者の理解と協力を求める上で確かに重要であるが、現行の税体系は、自動車の取得、保有、燃料の消費に着目して各種の税を課すこととしており、これによって全体として適正な税負担が実現されること等から現行税制には理由があるものと考えられる。

車体課税の課税イメージ

(例) 自家用乗用車に対する課税のイメージ



自動車税環境性能割

燃費性能等に応じて、
0~3%の税率を決定

グリーン化特例(軽課)

電気自動車等に対して、
取得翌年度の種別割を
▲75%軽減

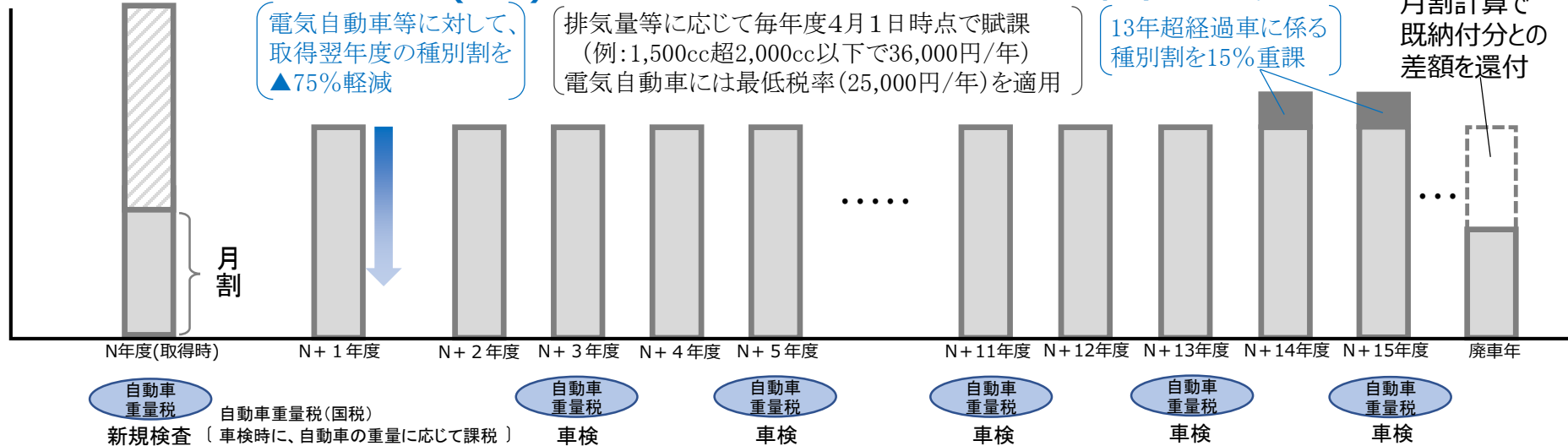
自動車税種別割

排気量等に応じて毎年度4月1日時点で賦課
(例:1,500cc超2,000cc以下で36,000円/年)
電気自動車には最低税率(25,000円/年)を適用

経年車に対する重課

13年超経過車に係る
種別割を15%重課

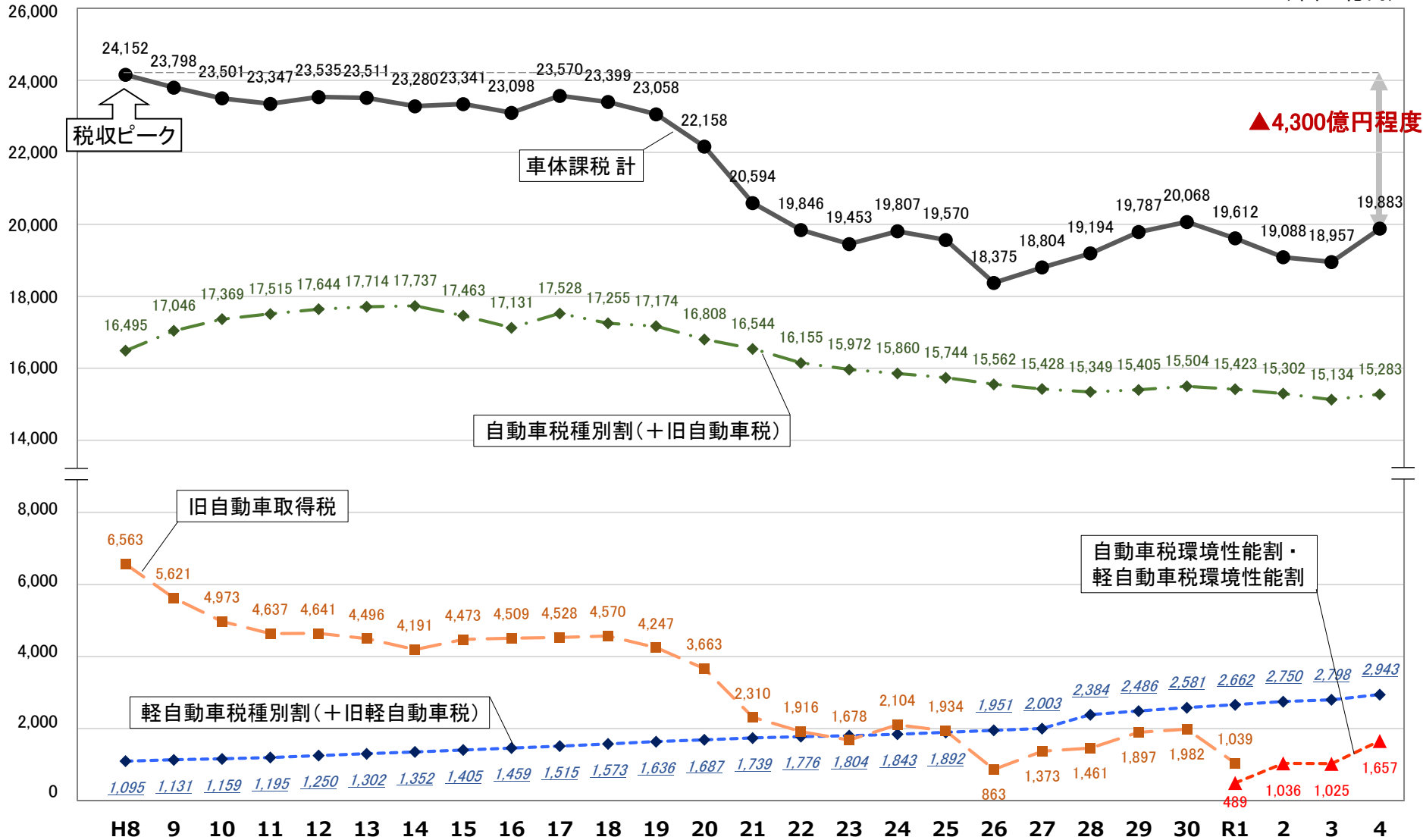
月割計算で
既納付分との
差額を還付



車体課税(地方税)の税込推移

○ 令和4年度においては1兆9,883億円、ピーク時の平成8年度と比較すると▲4,300億円程度の減と見込まれている。

(単位:億円)



(注)表中における計数は、令和2年度までは決算額、令和3年度以降は地財計画額による。

車体課税(地方)における近年の主な改正状況

改正年度	主な改正内容
平成13年度改正	○自動車税におけるグリーン化税制(軽課・重課)の創設
平成21年度改正	○自動車取得税におけるエコカー減税の創設 ○自動車取得税における目的規定及び用途制限規定の削除(道路特定財源の一般財源化)
平成25年度改正	●消費税率10%引上げ時における自動車取得税廃止及び自動車税環境性能割創設の方針を税制改正大綱へ明記
平成26年度改正 <div data-bbox="98 586 324 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税率8%への引上げ(H26.4~)</div>	○自動車取得税における税率引下げ(消費税率8%段階)[5%→3%等] ○自動車取得税におけるエコカー減税の拡充 ○自動車税におけるグリーン化特例の2年延長(基準切替、重点化、拡充、重課割合引上げ) ○軽自動車税における税率引上げ、重課導入(軽三・四輪)
平成27年度改正 <div data-bbox="98 772 324 832" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税率10%への引上げ延期(H27.10→H29.4)</div>	○軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の導入 ○二輪車に係る軽自動車税の標準税率引上げの1年延期
平成28年度改正 <div data-bbox="98 929 324 989" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税率10%への引上げ再延期(H29.4→H31.10)</div>	○自動車取得税の消費税率10%引上げ時(H29.4.1)における廃止の法制化 ○自動車税・軽自動車税における環境性能割の創設(H29.4.1)の法制化 ●自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う方針を税制改正大綱へ明記 <div style="float: right; margin-top: -20px;"> } 消費税率10%への引上げ再延期に併せて、延期 </div>
平成31年度改正 (令和元年度改正) <div data-bbox="98 1136 324 1196" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税率10%への引上げ(R1.10)</div>	○自動車税の税率引下げ(恒久減税) ○地方税財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税) ・エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税) ・環境性能割(自動車税) ・都道府県自動車重量譲与税制度の創設 ・揮発油税から地方揮発油税への税源移譲 ○環境性能割の臨時的軽減 ※新型コロナ緊急経済対策及び令和3年度税制改正により期限延長(~R3.12.31) <div style="float: right; margin-top: -20px;"> } 対象の重点化 基準の見直し等 </div>

自動車税・軽自動車税環境性能割の概要

- 環境性能割は、自動車をもたらすCO2排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音等の様々な社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有している。
- その税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直すこととされている。

① 環境性能割の概要

〔課税のタイミング〕

自動車の取得（購入時）

〔課税標準〕

自動車の取得価額

×

〔税率〕

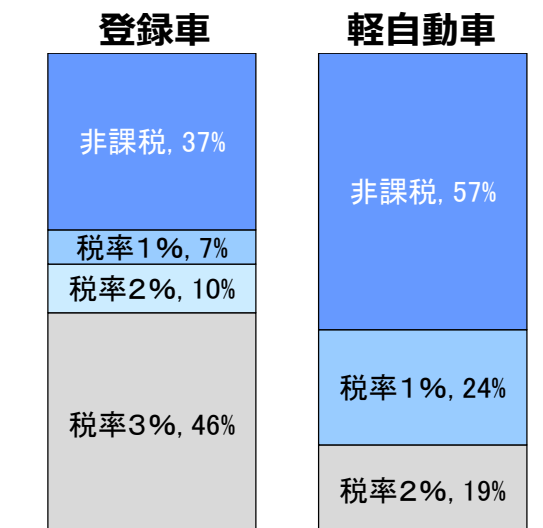
0%～3%

〔燃費基準達成度等に応じて決定〕
軽自動車は当分の間0～2%

② 自家用乗用車の税率区分（令和3、4年度）

区 分	燃費要件	税 率	
		登録車	軽自動車(注4)
電気自動車等(注1)		非課税	非課税
ガソリン車(注2) ハイブリッド車(注2) 石油ガス車(注2)	2030年度燃費基準 85%達成～		
クリーンディーゼル車 (注3)	2030年度燃費基準 75%達成～	1%	
	2030年度燃費基準 60%達成～	2%	1%
上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成車		3%	2%

③ 課税実績（自家用乗用車、令和3年度）



注1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車

注2 ガソリン車、ハイブリッド車、石油ガス車にあっては、平成30年排出ガス基準50%低減車又は平成17年排出ガス基準75%低減車に限る

注3 クリーンディーゼル車については2年間の激変緩和措置を講じ、令和5年度より上記表により課税（令和3年度は非課税、令和4年度は税率3%該当車両のみ課税）。

令和3年度の課税実績については、激変緩和措置の適用を受けないとした場合の税率で集計している。

注4 当分の間の措置として、軽自動車については税率が0～2%に軽減されている。

グリーン化特例の概要(自動車税種別割)

- 低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、電気自動車等に対して取得翌年度の自動車税種別割・軽自動車税種別割の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする。※ 2年ごとに適用期限の延長、対象車両の見直し等を実施

①これまでの改正経緯

平成13年度	自動車税のグリーン化特例の創設
平成26年度	軽自動車税の経年車重課の創設(適用は平成28年度から) 自動車税のグリーン化特例の重課割合を引上げ
平成27年度	軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の創設
令和元年度	グリーン化特例(軽課)の対象を、電気自動車等に重点化(消費税率の引上げに配慮し、令和3年度取得分から適用することとし、それまでの間は現行制度を2年間延長)
令和3年度	グリーン化特例(軽課)の対象からクリーンディーゼル車(構造要件)を除外

②自家用乗用車にかかる適用対象車

特例割合		適用対象車
自動車税	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車※1
	15%重課※2	初回新規登録から11年を超えているディーゼル車 又は 13年を超えているガソリン車
軽自動車税	75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車※1
	20%重課※2	最初の新規検査から13年を超えている三輪以上の軽自動車

※1 一定の排ガス性能を要求

※2 重課の対象からは電気自動車、天然ガス自動車、(混合)メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除外

自動車税・軽自動車税種別割の概要

- 自動車税・軽自動車税種別割は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を併せ持つ税であり、税率区分の指標として、総排気量(乗用車)や最大積載量(トラック)等が採用されている。

項目	自動車税種別割	軽自動車税種別割
1. 課税団体	都道府県	市区町村
2. 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	自動車の所有者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日(納期)	4月1日 (自動車税は5月中、軽自動車税は4月中において、当該地方団体の条例で定める。)	
5. 税率	自動車・軽自動車等の種別、総排気量等ごとに設定	

自家用乗用車の標準税率

